（その１）

収　支　報　告　書

令和7年分
（　年　月　日開催分）

1　政治団体の名称　(ふりがな) こくみんみんしゅとうとうきょうとだい１３くそうしぶ
国民民主党東京都第１３区総支部

2　主たる事務所の所在地　東京都足立区梅島１－１３－６ 佐久間ビル２階

3　代表者の氏名　森　洋介

4　会計責任者の氏名　秋葉　政人

事務担当者の氏名　渡辺　僖太郎

（電話）　03-5650-4890

（電話）

（電話）

（電話）

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合
㊞		

001930

8708号
8.6.30
東京都選挙管理委員会
事務局

政治団体の区分

- □ 政党
- ■ 政党の支部
- □ 政治資金団体
- □ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- □ その他の政治団体
- □ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- □ ２以上の都道府県の区域等
- ■ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- □ 有
- ■ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ■ 政治資金規正法第19条の７第１項第1号に係る国会議員関係政治団体
- □ 政治資金規正法第19条の７第１項第2号に係る国会議員関係政治団体
- □ 政治資金規正法第19条の７第１項第3号に係る国会議員関係政治団体
- □ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等(１人目)　森　洋介

公職の種類等　衆議院議員(現職)

公職の候補者の氏名等(２人目)

公職の種類等

公職の候補者の氏名等(３人目)

公職の種類等

資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

（その２）

１　収支の総括表

収　入　総　額					1	2	8	3	8	0	4	0
	（前年からの繰越額）					1	9	8	2	4	6	1
	（本年の収入額）				1	0	8	5	5	5	7	9
支　出　総　額					1	1	8	6	4	4	6	5
翌年への繰越額							9	7	3	5	7	5

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費											
金　額						3	9	7	5	0	0
員　数									2	7	1人

（２）寄　附										
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額									備　考
(ｱ) 個人からの寄附				9	9	0	0	0		
（うち特定寄附）								0		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附								0		
(ｳ) 政治団体からの寄附								0		
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)				9	9	0	0	0		
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）								0		
イ　政党匿名寄附								0		
合　計　（ア ＋ イ）				9	9	0	0	0		

（その3）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額（十億 百万 千 円）	備考
1	党員サポーターイベント	4,450,000	
この頁の小計		4,450,000	
合計		4,450,000	

（その5）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
1	国民民主党本部	2,913,318	R7/3/14	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
2	国民民主党本部	3,000,000	R7/6/10	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
3	国民民主党本部	2,000,000	R7/9/12	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
4	国民民主党本部	2,000,000	R7/12/5	東京都千代田区永田町2-17-17 JBS永田町	
この頁の小計		9,913,318			
合計		9,913,318			

（その6）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額											備　　考
		十億		百万			千			円			
1													
	この頁の小計											0	
	1件10万円未満のもの									7	6	1	
	合　　計									7	6	1	

（その7）

（7） 寄附の内訳

寄附者の区分	1.個人

行番号	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
1	久住勇樹	9 9 0 0 0	R7/9/16	東京都豊島区千早1-9-12	会社役員	

(その13)
3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	0	
(2)　光熱水費	5,198,000	
(3)　備品・消耗品費	1,100,000	
(4)　事務所費	2,764,020,000	
小計	2,827,000,000	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	0	
(2)　選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	9,037,465,000	
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	8,600,096,500	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	436,500,000	
(4)　調査研究費	0	
(5)　寄附・交付金	0	
(6)　その他の経費	0	
小計	9,037,465,000	
合計	11,864,465,000	

（その14）

（2） 経常経費 （人件費を除く。） の内訳									項目別区分 2.光熱水費			
行番号	支出の目的	金額							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
		十億		百万		千		円				
1												
この頁の小計								0				
その他の支出						5	1	9 8 0				
合計						5	1	9 8 0				

（その14）

（2） 経常経費 （人件費を除く。） の内訳			項目別区分 3.備品・消耗品費			
行番号	支出の目的	金額（千億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ファンウェア代	1,100円	R7/8/26	株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台２－１９－１０	
この頁の小計		1,100円				
その他の支出		0円				
合計		1,100円				

（その14）

（2）経常経費　（人件費を除く。）　の内訳			項目別区分　4.事務所費			
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	２０２５年２月分事務所家賃	220,000	R7/1/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
2	２０２５年３月分事務所家賃	220,000	R7/2/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
3	２０２５年４月分事務所家賃	220,000	R7/3/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
4	２０２５年５月分事務所家賃	220,000	R7/4/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
5	２０２５年６月分事務所家賃	220,000	R7/5/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
6	２０２５年７月分事務所家賃	220,000	R7/6/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
7	２０２５年８月分事務所家賃	220,000	R7/7/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
8	２０２５年９月分事務所家賃	220,000	R7/8/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
9	２０２５年１０月分事務所家賃	220,000	R7/9/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
10	２０２５年１１月分事務所家賃	220,000	R7/10/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
11	２０２５年１２月分事務所家賃	220,000	R7/11/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
12	２０２６年１月分事務所家賃	220,000	R7/12/26	関東相互土地株式会社	東京都足立区梅島1-31-8	
13	郵便代	108,900	R7/12/23	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
14	郵便代	15,120	R7/12/24	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
	この頁の小計	2,764,020				
	その他の支出	0				
	合計	2,764,020				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳			項目別区分　4.宣伝事業費　（印刷・ポスティング費）			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	チラシ、ポスティング代	1,542,509	R7/4/24	株式会社十二社	東京都新宿区西新宿4-29-6	
2	号外紙印刷代・配布代	1,825,421	R7/6/12	株式会社十二社	東京都新宿区西新宿4-29-6	
3	チラシ代	436,500	R7/6/12	株式会社十二社	東京都新宿区西新宿4-29-6	
4	チラシ代	86,530	R7/8/1	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
5	チラシ代	110,890	R7/8/6	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
6	チラシ代	10,660	R7/8/19	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
7	チラシ代	86,590	R7/8/30	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
8	チラシ代	335,890	R7/9/12	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
9	チラシ代	186,190	R7/9/14	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
10	チラシ代	335,890	R7/9/14	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
11	ポスター代	81,030	R7/9/15	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
12	ポスティング代	721,930	R7/9/21	株式会社十二社	東京都新宿区西新宿4-29-6	
13	チラシ代	55,130	R7/10/11	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
14	チラシ代	45,310	R7/10/30	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
15	チラシ代	62,290	R7/10/30	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
	この頁の小計	5,922,760				
	その他の支出					
	合計					

（その15）

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分	4.宣伝事業費	（印刷・ポスティング費）
行番号	支出の目的	金額		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	チラシ代	7,190,000		R7/11/13	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
17	チラシ代	1,085,000		R7/11/17	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
18	チラシ代	2,401,300		R7/11/19	株式会社グラフィック	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町３３	
19	チラシ・新聞折込・ポスティング代	14,075,650		R7/11/20	株式会社十二社	東京都新宿区西新宿4-29-6	
	この頁の小計	17,304,450					
	その他の支出	178,600					
	合計	67,106,065					

（その15）

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分	4.宣伝事業費	（党員証）
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	党員証	29,900		R7/3/11	株式会社NEXPRINT	大阪府大阪市浪速区難波中1丁目10-10	
この頁の小計		29,900					
その他の支出		0					
合計		29,900					

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　4.宣伝事業費　（ 動画等制作費 ）

行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	動画等制作費	150,000	R7/9/2	Mofina動画制作　高松萌	東京都台東区浅草橋5丁目8番5－301号ASTILE秋葉原	
2	動画等制作費	150,000	R7/10/3	Mofina動画制作　高松萌	東京都台東区浅草橋5丁目8番5－301号ASTILE秋葉原	
3	動画等制作費	200,000	R7/10/31	Mofina動画制作　高松萌	東京都台東区浅草橋5丁目8番5－301号ASTILE秋葉原	
4	動画等制作費	200,000	R7/12/1	Mofina動画制作　高松萌	東京都台東区浅草橋5丁目8番5－301号ASTILE秋葉原	
5	動画等制作費	200,000	R7/12/25	Mofina動画制作　高松萌	東京都台東区浅草橋5丁目8番5－301号ASTILE秋葉原	
	この頁の小計	900,000				
	その他の支出	0				
	合計	900,000				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　6.その他の事業費　（党員サポーターイベント）

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	会合費	4,365,000	R7/8/23	はなの舞 北千住店	東京都足立区千住２丁目５４ 北千住ハリウッドビル 1F・2F	
	この頁の小計	4,365,000				
	その他の支出	0				
	合計	4,365,000				

（その17）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	■	
イ　建物	□	■	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	■	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	■	
カ　金銭信託	□	■	
キ　有価証券	□	■	
ク　出資による権利	□	■	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	■	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	■	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	■	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	■	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

■　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

■　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年6月30日

政治団体の名称　　国民民主党東京都第１３区総支部

会計責任者の氏名　　秋葉　政人

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

（オンライン提出）

政治資金監査報告書

令和８年６月25日

国民民主党東京都第１３区総支部
代表　森洋介　殿

登録政治資金監査人　青山武嗣
登録番号　5221号
研修終了年月日　平成29年４月26日

１　監査の概要

(1)　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、国民民主党東京都第１３区総支部の令和７年の法第12条第１項に規定する収支報告書並び当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2)　この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3)　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4)　この政治資金監査は、複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施するにあたり、政治資金監査の効率的な実施のため、国民民主党東京都第１３区総支部の国会事務所において行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断したため、国会事務所にて行った。
主たる事務所　東京都足立区梅島１丁目13-6 佐久間ビル２階
国会事務所　　東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館321号室

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は以下のとおりである。

(1)　法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2)　法第19条の13第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が会計帳簿を備えていた。

(3)　法第19条の13第２項第３号に規定する事項について、法第12条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第19条の13第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

国民民主党東京都第１３区総支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以上